

決算不認定に係る措置について

平成29年度藤沢市一般会計歳入歳出決算及び平成29年度藤沢市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項に基づき次のとおり報告する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 不認定となった日

平成30年12月3日

2 講じた措置の内容

一般会計及び介護保険事業費特別会計における不適正な事務執行に対する再発防止策として、次の措置を講じた。

(1) 事務処理の適正な執行に向けた措置

ア 報酬・賃金支払事務処理の集約

短時雇用職員等の賃金の支払について、平成31年4月から職員課が一括して行う事務処理の手順を構築した。

イ チェック機能の強化

支払未処理、重複処理等の解消を目的として、歳入歳出予算整理簿、予算執行状況リスト等を用いた財務会計システム等による確認方法を整理し、各課等において実施を開始した。

ウ 事務執行に関する指導の徹底

事務の遺漏を防止するため、契約案件の執行確認として、事務執行における進捗管理表を作成するよう手順を改めた。

また、契約の相手方からの提出書類一覧の標準様式を定めるとともに、適正な事務執行管理への協力依頼として、口座登録事業者への通知に請求

に係る案内を追記した。

#### エ 各課等における日常業務管理の徹底

未処理、差戻し伝票の確認として、決裁状況の確認を行うとともに、差戻し伝票自体の削減を図るよう、支出伝票起票・決裁時簡易チェックシートの使用を徹底した。

財務会計関係マニュアルを各課等に配置し、必要なときに容易かつ即時に確認できる体制を整えた。

未請求案件の解消として、財務会計システムによる確認の際に、未請求であるものを明確化し、請求を促すこととした。

これらの措置に加え、介護保険事業費特別会計においては、複数の担当職員が事務の進捗を確認できるよう収受簿兼処理簿を作成し、使用を開始するとともに、業務記述書、マニュアルに作業手順を追加し、事務を処理することとした。

#### オ 各課等における事務引継ぎの徹底

事務引継ぎ時の遺漏を防止するため、事務引継書の使用の徹底、事務分担表、業務手順書の添付等の手順を構築した。

#### カ 各種規程等の見直し

適正な事務執行管理を図るため、契約の相手方が速やかに請求する旨の規定を標準契約書に追加するなど、各種規程等を見直すこととした。

#### キ 情報共有の徹底

事案発生時の報告方法及び庁内での情報共有を徹底した。

### (2) 管理体制の強化に向けた措置

#### ア 庁内組織の整備

平成31年4月から、内部統制と不祥事防止の総括業務を専門的に所掌する部署を総務部に新設することとした。

#### イ 総務課における管理体制の強化

不適正な事務処理が多発している部の総務課については、契約、財務会計等の事務処理内容及び進捗状況を確認し、審査するための管理体制を強化することとした。

### 3 措置の確認

これらの措置については可能なものから速やかに実施し、平成31年1月31日に市長を本部長とする内部統制推進本部会議において、措置内容及び履行状況を確認した。

### 参 考

地方自治法 抜粋

(決算)

#### 第233条

7 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。